

すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

平成27年12月21日
子どもの貧困対策会議決定

参考資料1

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。



8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定



すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる**仕組みを整えつつ、**生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援**まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など



施策を着実に実施するとともに、平成28年通常国会に児童扶養手当法改正案及び児童福祉法等改正法案の提出を目指す。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

- 昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍（母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯）
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

- ◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

- ◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

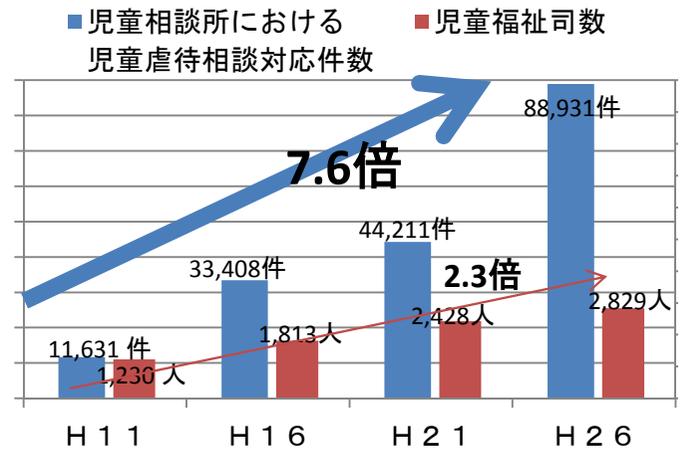
- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

児童扶養手当法改正法案の
平成28年通常国会提出を目指す

Ⅱ 児童虐待防止対策強化プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- ① 家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化や不安・負担感が増大
- ② 児童虐待の相談対応件数は増加の一途であり、複雑・困難なケースも増加
- ③ 児童相談所等の体制・専門性や、地域の関係機関の連携が不十分
- ④ 社会的養護を必要とする児童は、自立に時間を要する場合が多い



対応

■ 官・民のパートナーシップを構築し、民間の創意工夫を積極的に活用しながら、発生予防から自立支援までの一連の対策を強化

① 児童虐待の発生予防

- ◆ 子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◆ 支援を要する妊婦の情報の確実な把握
- ◆ 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援 など

② 発生時の迅速・的確な対応

- ◆ 「児童相談所体制強化プラン」（仮称）の策定
- ◆ 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化 など

③ 被虐待児童への自立支援

- ◆ 里親委託等の家庭的養護の推進
- ◆ 退所児童等のアフターケア など

児童福祉法等改正法案の平成28年通常国会提出を目指す

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援
- 集中相談体制の整備 等

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討 等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- 大学等奨学金事業の充実 等

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築 等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- SSWの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進 等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備 等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実 等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充 等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進 等

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援 等

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト①

支援につながる

自治体の窓口のワンストップ化の推進

⇒平成31年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150万件

- ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備。
- ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めるため、**窓口の愛称・ロゴマークを設定**。
- 自治体内の各窓口における連携、支援ナビの活用、スマホ等で検索できる支援情報ポータルサイトの活用により、ひとり親支援の**相談窓口への誘導を強化**。
- ひとり親の携帯メールアドレスを登録し、自治体からの定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約を受け付ける**携帯メールを活用した双方向型の支援**を実施。
- 児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）**等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる**集中相談体制の整備**を支援。

【その他】

- 自治体の窓口における相談の水準の向上（アセスメントシートの開発、研修の充実等）
- ひとり親家庭が必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化
- 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施。
⇒可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもたちの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供

児童扶養手当の機能の充実

- 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。
 - ※ 収入に応じて支給額を逓減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）
 - ※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）
- 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

養育費の確保支援

- **地方自治体での弁護士による養育費相談の実施**
⇒平成31年度までにすべての都道府県・政令市・中核市で実施
- **離婚届書の交付時に養育費の合意書ひな形も同時に交付**
⇒離婚届書のチェック欄「取決めをしている」の割合を70%にする
- **財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討**

母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

○ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を引き下げ。（注）保証人ありの場合は無利子（現行）

年利1.5%（現行） → 1.0%

多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

○年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。

○年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第1子半額、第2子以降無償化を実施する。

【その他】

○日常生活支援事業の充実

⇒平成31年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間1万人（平成25年度4608人）

○ショートステイ・トワイライトステイの充実

⇒平成31年度までにショートステイの利用人数を年間延べ16万人（平成26年度見込7万人）、トワイライトステイの利用人数を年間延べ14万人（平成26年度見込5万人）

○母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

⇒平成31年度までにひとり親支援拠点として活用されている施設を100施設

○児童家庭支援センターの相談機能の強化

⇒平成31年度までに340箇所（平成26年度104箇所）

○生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

○沖縄における居場所づくりと支援員の配置

教育費負担の軽減

- **幼児教育の無償化へ向けた取組の段階的推進**
多子世帯・低所得世帯への負担軽減
- **フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援**（モデル事業の実施）
- **高校生等奨学給付金事業の充実**
非課税世帯への給付額増額
- **大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）の充実**
無利子奨学金の貸与人員増員、ひとり親家庭・多子世帯への重点支援
- **大学等の授業料減免の充実等**

子供の学習支援の充実

- **高等学校卒業程度認定試験合格支援事業※の対象追加** ※合格のための講座の受講費用の6割（上限15万円）を支給
ひとり親家庭の親→ひとり親家庭の親及び子ども
- **生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実**（高校中退防止の取組強化、家庭訪問の強化）
⇒平成31年度までに年間3万人（実人数）に提供
- **地域住民の協力やICTの活用等による、中学生等に対する原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充**
するとともに、**新たに高校生へ対象を広げる**
⇒可能な限り早期に5,000中学校区で実施
- **地域における子供の学習活動へのICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」の構築**

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑤

学びを応援

学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

- スクールソーシャルワーカーの配置の拡充
⇒平成31年度末までに1万人（全中学校区に1人）配置
- スクールカウンセラーの配置の拡充
⇒平成31年度までに全公立小中学校（27,500校）に配置
- 家庭教育支援チーム等による、家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援の推進
⇒平成31年度までに訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等を増加させる（26年度283チーム）

【その他】

- 親の学び直し支援（家計管理等の講習会の開催、高等学校卒業程度認定試験を目指す親への学習支援）
- 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外（平成27年10月から実施）
- 家庭環境等に左右されず学校に通う子供の学力が保障されるよう、教職員等の指導体制を充実
⇒貧困層の子供を多く抱える小中学校への教員等の追加配置などにより、きめ細かな指導を推進し、学校に通う子供の学力を保障する
- 青少年の「自立する」力応援プロジェクトの実施
⇒アンケート調査により、8割以上の参加者から「満足」の評価を得る

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑥

仕事を応援

就職に有利な資格の取得支援

- **高等職業訓練促進給付金※の充実** ※資格取得のための養成訓練の受講期間に月額10万円を支給
 - ・支給期間の上限を延長（2年→3年）。（養成期間が3年間の資格（看護師等）も全期間支給可能に。）
 - ・対象資格の拡大（2年以上修学する資格→1年以上修学する資格）。（調理師や製菓衛生師も対象に。）
 - ・通信制の利用要件を緩和。
- **高等職業訓練促進資金貸付事業の創設**
入学準備金（50万円）・就職準備金（20万円）を貸付。（5年間継続して就業した場合には返済免除）
- **自立支援教育訓練給付金の充実**
訓練受講費用の2割（上限10万円）を助成 → 6割（上限20万円）を助成

ひとり家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン～

- **出張ハローワーク！の実施**
8月の現況届提出時期に、自治体にハローワークの臨時相談窓口の設置、常設窓口へ誘導等。
- **マザーズハローワークでの支援**
ひとり親の就職支援担当の専門相談員及び職業訓練担当の専門相談員を配置。
- **企業への助成金の活用・拡充**
試行雇用から長期雇用につなげる道を拡大。（トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用）

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- **求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コース（約4時間／1日）の創設**
既に両コースを実施している公共職業訓練においても拡充。
- **職業訓練における eラーニングの活用促進**
子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、職業訓練におけるeラーニングの活用を促進。
- **ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進**
ひとり親を含む労働者のキャリアアップ等を促進するため、ジョブ・カードを活用し、雇い入れと実践的な訓練をセットにした雇用型訓練の倍増に向けた取組を推進。

非正規雇用労働者の育児休業取得促進

- 育児・介護休業法における非正規雇用労働者にかかる育児休業取得要件の見直し

【その他】

- 母子父子自立支援プログラム策定事業の充実（アフターケアの強化）
⇒ 平成31年度までにプログラムの策定件数を1万件（25年度7175件）

ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

○公的賃貸住宅等におけるひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定の確保

- ・公営住宅における優先入居、入居者の収入算定上の寡婦（夫）控除適用対象の非婚の母（父）への拡大
- ・地域優良賃貸住宅におけるひとり親家庭・多子世帯等への支援の拡充 等

○ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進

民間賃貸事業者団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促進。

○生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

○新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援を実施。

転居を希望するひとり親家庭等に、支援情報ポータルサイトにおいて、各自治体におけるひとり親家庭支援施策等を情報提供。

「子供の未来応援国民運動」の推進

- 各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備
⇒既に公開している国、都道府県、政令市の支援情報に加え、平成28年度中には全市町村の支援情報についても提供する。
- 支援ニーズと支援活動のマッチング事業や地域における交流・連携事業による応援ネットワークの形成
- 寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」等を実施

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援（地域子供の未来応援交付金）

- 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設

Ⅱ 児童虐待防止対策強化プロジェクト（全体像）

児童虐待の発生予防

1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

- 子育て世代包括支援センターの全国展開
- 母子保健事業との連携強化
- 支援を要する妊婦の情報の確実な把握
- 施設を活用した妊婦への幅広い支援の在り方検討

2 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

- 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業を全市町村での実施
- 低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル(189)の更なる周知 等

発生時の迅速・的確な対応

1 児童相談所の体制整備

- 児童相談所体制強化プランの策定

2 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 市町村による要対協の設置
- 要対協調整機関への専門職配置 等

3 関係機関における早期発見と適切な初期対応

- 学校へのS S W配置、研修の充実 等

4 児童相談所等における迅速・的確な対応

- 関係機関等による調査協力
- 臨検・捜索手続の簡素化
- 司法関与の在り方の見直しの検討 等

5 適切な環境における児童への対応

- 里親等への一時保護委託推進 等

被虐待児童への自立支援

1 親子関係再構築の支援

- 施設退所時の助言等

2 里親委託の推進

- 里親支援を都道府県業務として位置付け、民間委託推進 等

3 養子縁組の推進

- 児童相談所による養子縁組推進
- 育児休業の対象拡大 等

4 施設入所等児童への自立支援

- 児童家庭支援センターの相談機能の強化
- 自立援助ホームの支援対象者の拡大
- 18歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方検討 等

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

○子育て世代包括支援センターの全国展開

子育て世代包括支援センターを法定化し、同センターを核として、地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みを全国展開。

⇒平成32年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、子育て世代包括支援センターの全国展開を目指す。

○母子保健事業との連携強化

母子保健事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることを、法律で明確化。

○支援を要する妊婦の情報の確実な把握

支援を要する妊婦を把握した病院等は、市町村に対して通知するよう努めるものとする。

○助産所等の施設を活用した妊婦への幅広い支援の在り方について、引き続き検討。

孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

○子育て家庭へのアウトリーチ支援

乳児家庭全戸訪問事業（生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問）を全市町村で実施。養育支援訪問事業（支援が特に必要な親子への相談・助言）についても、全市町村での実施を目指す。訪問型家庭教育支援を推進。

⇒平成31年度までに、全ての市町村において、乳児家庭全戸訪問事業を実施する。

⇒平成31年度までに、全ての市町村において、養育支援訪問事業を実施することを目指す。

⇒平成31年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等（283チーム）を増加させる。

○助産施設等の更なる周知

低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル(189)について更に周知。

児童相談所の体制整備

○児童相談所の体制強化

「児童相談所体制強化プラン」（仮称）を策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置の充実や、子どもの権利擁護等の観点からの弁護士を活用等を計画的に実施。

市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

○要保護児童対策地域協議会の設置

市町村において、要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。

○要保護児童対策調整機関の専門性の向上

要保護児童対策調整機関において、児童福祉司たる資格を有する者等の配置を拡大。

⇒可能な限り早期に、全ての要保護児童対策調整機関において、児童福祉司たる資格を有する者等を配置する。

【その他】 ○要保護児童対策地域協議会の効率的な運営の促進

関係機関における早期発見と適切な初期対応

○スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置充実、これらの外部の専門家や教職員に対する研修の充実

⇒平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置する。

⇒平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置する。

児童相談所等における迅速・的確な対応

○関係機関等による調査協力

児童相談所や市町村から資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料等を提供できるものとする。

○臨検・捜索手続の簡素化

再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、都道府県が臨検・捜索することを可能とする。

○都道府県や児童相談所による措置への司法関与の在り方の見直しについて、早急に検討

適切な環境における児童への対応

○里親等への一時保護委託を推進。一時保護所について、環境改善、量的拡大、第三者評価を実施

○児童相談所・警察・検察が連携を強化し、個別事例に応じて、被害児童の心理的負担に配慮した面接等を実施

【その他】

○医療従事者に対する研修の充実、医療機関の要保護児童対策地域協議会への参加促進

○地域のデータベースや統計調査の整備

○情緒障害児短期治療施設の整備推進、通所指導活用

親子関係再構築の支援

○施設退所時の助言等

施設入所等措置の解除時等に、第三者による助言や、関係機関による継続的な安全確認等を実施。

里親委託の推進

○都道府県・民間による里親支援の強化

里親支援を都道府県業務に位置付け、民間委託を推進し、里親委託優先の原則を徹底。

⇒平成31年度までに、里親等委託率を22%とする。

○里親家庭に対する訪問事業等の実施

養育支援訪問事業等について、里親家庭も対象であることを明確化。

養子縁組の推進

○児童相談所による養子縁組の推進

養子縁組の相談・支援を児童相談所業務に位置付け、申し立て前から成立後まで一貫して支援。

○育児休業の対象拡大

育児・介護休業法上の育児休業の対象に、養子縁組里親に委託された者等を追加。

【その他】○養子縁組里親の法定化

施設入所児童等への自立支援

○児童家庭支援センターの相談機能の強化

児童家庭支援センターの設置数を拡大。

⇒平成31年度までに、児童家庭支援センターの箇所数を340カ所とする。

○自立援助ホームの支援対象者の拡大

自立援助ホームの支援対象者について、22歳の年度末までの間にある大学等就学者まで拡大することを目指す。

⇒平成31年度までに、自立援助ホームの箇所数を190カ所とする。

○自立支援資金貸付事業の創設

児童養護施設退所者等に生活費（月額5万円）、家賃相当額、資格取得費用（上限25万円）を貸付。

○18歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方について、引き続き検討

【その他】 ○施設入所等児童に対する自立支援のための職員の配置等

○退所児童等アフターケア事業の実施地域拡大

「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン）

参考資料2

～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた
不断の資質向上

現職研修改革

- ・管理職研修の充実
- ・マネジメント力強化

ベテラン段階

- ・ミドルリーダー育成
- ・免許更新講習の充実

中堅段階

- ・チーム研修等の実施
- ・英語・ICT等の課題へ対応

1～数年目

採用段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

採用段階

養成段階の改革

- ・インターンシップの導入
学校現場や教職を早期に体験
- ・教職課程の質向上

養成段階

教員育成指標

←都道府県が策定

育成指標策定指針

←国が大綱的に提示

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

校長の
リーダーシップの下
下学校を運営

校長

- ・学校運営の基本方針
- ・学校運営や教育活動 等

予算の執行管理、情報管理等により
校長のマネジメントを支える
※共同実施により学校の事務を効率化

教員

事務職員

社会に開かれた教育課程

よりよい社会を作るといふ目標のもと
教育課程を介して地域社会とつながる学校

授業等の学習指導
生活指導・保護者対応 等

子供

保護者

子供への個別カウンセリング
いじめ被害者の心のケア 等

子供へのカウンセリング等
に基づくアドバイス
校内研修の実施 等

困窮家庭への福祉機関の紹介
保護者の就労支援に係る助言 等

教員を

バックアップする
多様なスタッフ



... スクール
カウンセラー

スクール
ソーシャル
ワーカー

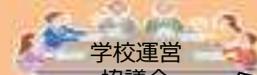
地域連携の
中核を担う
教職員

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申①←教育再生実行会議第6次提言

地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

コミュニティ・スクール



学校運営
協議会

- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

地域学校協働本部



保護者・地域住民・企業・NPO 等

地域の人々が学校と連携・協働して、
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

連携・協働

地域コーディネーター

「地域学校協働活動」の推進

- ・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- ・放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

要・法改正：社会教育法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

1. 「次世代の学校・地域」創生プランの目指す方向

一億総活躍社会の実現！ 地方創生の推進！

我が国が抱える主な課題

高齢者人口は増大する一方で生産年齢人口は減少

グローバル化の進展に伴い激しく国際環境は変化

学校の抱える課題は著しく複雑化・多様化

地域社会の支え合いの希薄化、家庭の孤立化

「次世代の学校・地域」の創生を車の両輪として課題を克服！

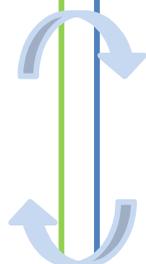
「次世代の学校・地域」の創生

学校

- 「社会に開かれた教育課程」の実現
 - 知識・技能とそれを活用する力、他者と協働する力の育成
 - アクティブ・ラーニングの視点に立った学びの推進
- 「次世代の学校」創生に必要な指導体制の質・量両面での充実
 - 教員が生涯を通じて研鑽できる環境づくり
 - いじめや不登校、発達障害等に教員と心理・福祉等の専門スタッフが連携・分担して対応
- 「地域とともにある学校」への転換

地域

- 次代の郷土をつくる人材の育成
 - 地域の資源を学校教育、社会教育に活かす
- 学校を核としたまちづくり
 - 生徒と地域住民が主体的に課題を発見・解決し、地域課題に向き合う
- 地域で家庭を支援し、子育てできる環境づくり
 - 放課後・早朝の子供の居場所、学習・部活動支援
- 学び合いを通じた社会的包摂
 - 若者・大人も子供・地域のためにできることを考え、自己実現



馳プラン
を策定！

- 中央教育審議会3答申(平成27年12月21日)の内容の具体化を強力に推進
- 「次世代の学校・地域」が両輪となった体系的な施策を展開！
 - 文部科学省として今後取り組むべき具体的施策と改革工程表を明示！

2. 「次世代の学校・地域」創生プランの具体的施策

「次世代の学校・地域」
の創生に向け
一体改革として
＜3本の矢＞を放つ！

地域と学校の連携・協働に向けた改革（コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進）

学校の組織運営改革（「チーム学校」に必要な指導体制の整備）

教員制度の一体的改革（子供と向き合う教員の資質能力の向上）

「次世代の学校・
地域」の創生

「次世代の学校・地域」の創生に向けた具体的施策

地域と
学校の
連携・協働
に向けた
改革

□ コミュニティ・スクール(CS)を推進・加速する！

- 学校運営協議会の設置の努力義務化、教職員の任用に関する意見の柔軟化等（法改正）
- CS導入に伴う学校の体制強化、類似の取組からの移行支援等（予算等）
- 首長や教育長への働き掛け強化等（マニュアルの策定や教育委員会規則の制定推進等）

□ 地域学校協働活動を地域創生の基盤に！

- 教委による地域学校協働活動推進のための体制整備（法改正）
- 若者から高齢者までが活躍し地域を創生する場として、地域学校協働本部を全小中学校区をカバーして整備
- 郷土学習、地域行事等の地域学校協働活動を支援
- 放課後子供教室・家庭教育支援の充実による子育て環境の整備
- 先進事例の収集・発信、全国フォーラム等の開催（以上、予算等）

学校の
組織運営
改革

□ 教職員の指導体制を充実する！

- 平成32年度からの指導要領の全面实施を踏まえた指導体制の充実（法改正・予算等）

□ 専門性に基づくチーム体制を構築する！

- SCやSSW等専門職員の職務の明確化・配置促進（法令改正・予算等）

□ 学校のマネジメント機能を強化する！

- 主幹教諭の配置充実（予算等）、事務体制の強化（法改正・予算等）等

□ 地域が学校のパートナーとして子供の教育に関わる！

- 地域コーディネーターと地域連携担当教職員（仮称）の配置の促進（法令改正・予算等）
- 教員が子供と向き合う時間の確保
- 学校施設の有効利用、管理の工夫による地域への学校開放の促進

教員制度
の
一体的
改革

□ 大学での養成を充実する！

- 教職科目の大括り化（法改正）、学校インターンシップ制度化（省令改正）等

□ 教員研修を充実する！

- 教員研修計画の整備（法改正）、メンター方式実施（予算等）等

□ キャリアシステムを構築する！

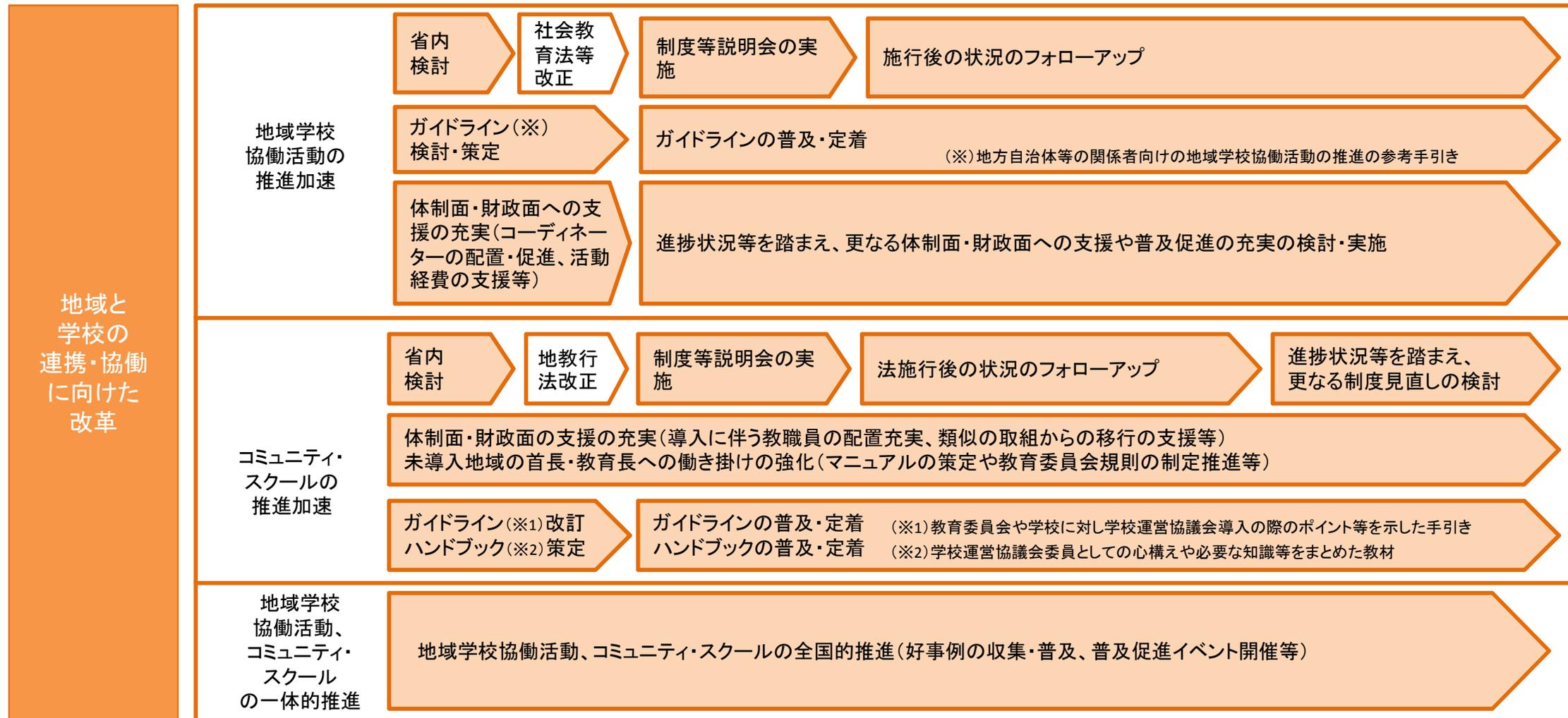
- 教員育成協議会の構築、教員育成指標の整備（法改正）等

□ 地域と連携・協働する教員の養成・研修！

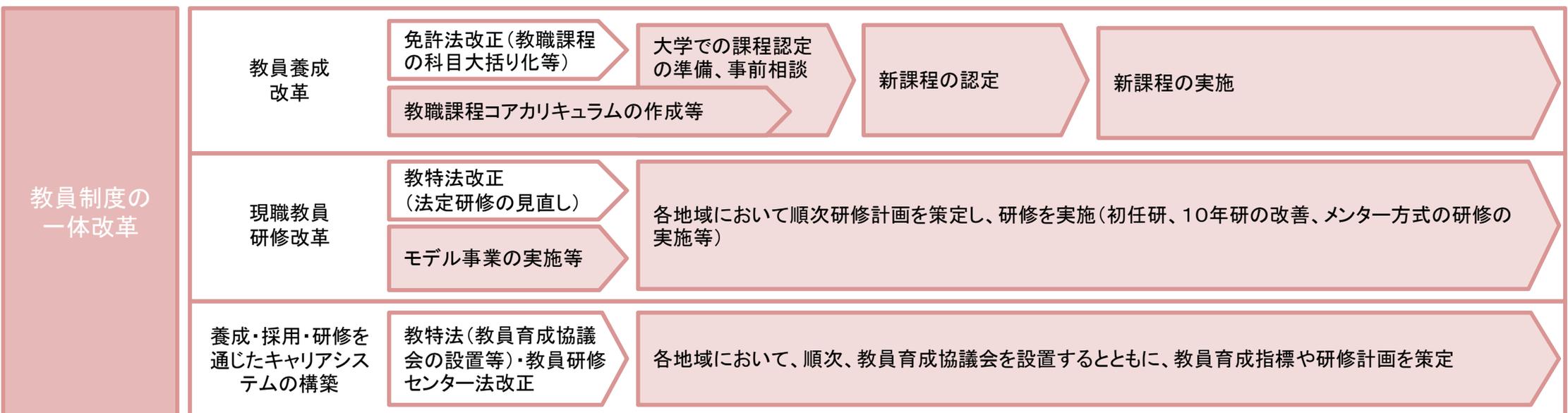
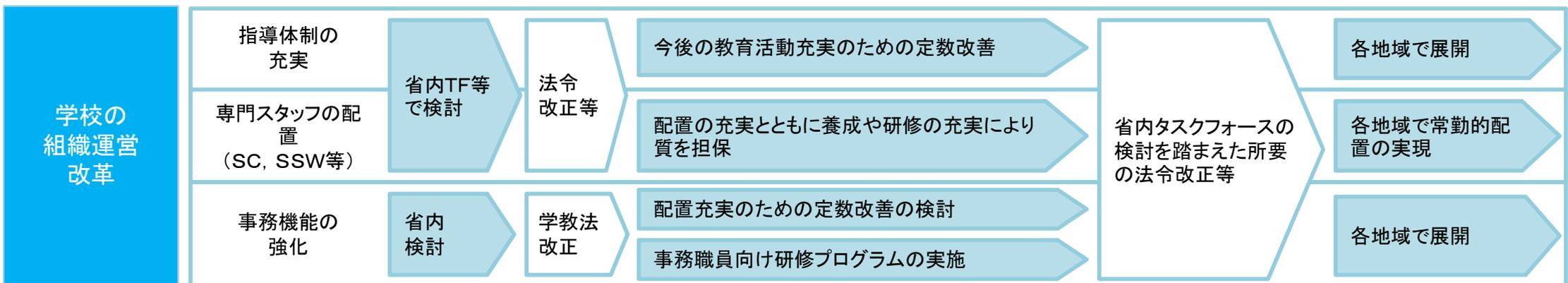
- 地域との連携・協働を円滑に行うための養成・研修の充実
- 教員を目指す学生の放課後子供教室、土曜学習等への参加の拡大
- 地域課題を題材にしたアクティブ・ラーニングの視点に立った学びやICTを活用した学びの推進

改革工程表に基づき施策を計画的に展開し、「次世代の学校・地域」の創生を着実に実現！

3. 「次世代の学校・地域」創生プラン一体改革工程表①



3. 「次世代の学校・地域」創生プラン一体改革工程表②



「次世代の学校・地域」創生プラン ～学校と地域の一体改革による地域創生～

平成28年1月25日
文部科学大臣決定

1. 策定の趣旨

一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、平成27年12月にとりまとめられた中央教育審議会の3つの答申（※）の内容の具体化を強力に推進するべく、「次世代の学校・地域」創生プランを策定する。

（※）中央教育審議会答申（平成27年12月21日）

- ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
- ・「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
- ・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～」

2. 目指す方向

我が国は、高齢者人口の増加と生産年齢人口の急激な減少や、グローバル化の進展に伴う激しい国際環境の変化の中にあつて、学校の抱える課題の複雑化・多様化、地域社会のつながり・支え合いの希薄化、家庭の孤立化などの様々な課題に直面している。

こうした中、教育再生実行会議において、個人の可能性を最大限引き出し、国力の源である人材の育成を充実・強化するべく、広範にわたる政策提言が行われてきた。

中央教育審議会においては、こうした提言を踏まえつつ、これらの課題を克服するためには教育の力が必要不可欠であるとの認識の下で検討が進められ、昨年12月21日に3つの答申が取りまとめられた。

文部科学省は、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが必要不可欠であるとの考えの下、上記3答申の内容を実現するため、学校・地域それぞれの視点に立ち、「次世代の学校・地域」両者一体となった体系的な取組を進めていく。

その際、学校にかかる観点からは、「社会に開かれた教育課程」の実現や学校の指導体制の質・量両面での充実、「地域とともにある学校」への転換という方向を、地域にかかる観点からは、次代の郷土をつくる人材の育成、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくり、学び合いを通じた社会的包摂という方向を目指して取組を進める。

本プランは、平成28年度から32年度までのおおむね5年間を対象として、取り組むべき具体的な取組施策と改革工程表を明示する。

2. 具体的な取組施策

2-1 次世代の学校創生

(1) 地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革

地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図るため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指して取組を一層推進・加速し、学校と地域との組織的・継続的な連携・協働体制を確立する。

① コミュニティ・スクールを推進・加速するための制度的位置付けの見直し

- 「地域とともにある学校」に転換していくための持続的な仕組みとしてのコミュニティ・スクールが推進・加速していくよう、学校を応援する役割の明確化や教職員の任用に関する意見の柔軟化を図るとともに、教育委員会が積極的に学校運営協議会の設置に努めていく仕組みとするなど、学校と地域の連携・協働が促進されるための制度の見直しを図る。

【平成28年度を目途に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案を提出】

② コミュニティ・スクールを推進・加速するための総合的な方策の実施

- コミュニティ・スクールの導入に伴う学校や自治体の体制面・財政面の負担を軽減するため、コミュニティ・スクール導入を目指す学校の体制強化を含め、コミュニティ・スクール導入等促進事業による支援を強化する。

また、コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）の派遣を更に促進する。

【平成28年度より順次実施】

- 地域住民や保護者等の学校運営への参画が行われているコミュニティ・スクールに類似した取組が、コミュニティ・スクールへ移行することを促すため、コミュニティ・スクール導入等促進事業において、当該取組の優先的な採択などを実施する。

【平成28年度より順次実施】

- コミュニティ・スクールの推進・加速のために優れた取組を行う自治体に対する表彰制度の創設、コミュニティ・スクール関係者のネットワーク化促進の支援、効果的な取組事例等の情報発信を行う推進フォーラム等を実施する。また、自治体の教育長や首長に対する働きかけを強化し、マニュアルの策定や教育委員会規則の制定など、実効性を伴う取組を推進する。

【平成28年度より順次実施】

- コミュニティ・スクールを導入する際のポイント等をまとめた「学校運営協議会設置の手引き」の改訂や、学校運営協議会委員の質の向上のため、委員としての心構えや必要な知識等をまとめた「学校運営協議会ハンドブック（仮称）」の作成等を実施する。

【平成28年度中に実施】

- 学校と地域の連携・協働に関する教職員の養成・研修の充実や、学校において地域との連携・協働の推進の中核を担う地域連携担当教職員（仮称）の法令上の明確化等を通じ、「地域とともにある学校」への転換を促進する。

【平成28年度中を目途に教職課程の内容の見直し等を通じて推進】

【平成28年度を目途に学校教育法施行規則を改正し、順次支援】

- 教育振興基本計画等において国としての方針を明確化し、支援方策の実施と併せ、各自治体の取組状況をフォローアップする。

【次期教育振興基本計画の改訂に向けた検討を実施】

（２）学校の組織運営改革

複雑化・多様化する学校の課題への対応や、子供たちに必要な資質・能力の育成のための教職員の指導体制の充実に加え、学校において教員が心理や福祉等の専門スタッフと連携・分担する体制の整備や、学校のマネジメント機能の強化により、学校の教育力・組織力を向上させ、学校が多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる場となるようにする。

① 教職員指導体制の充実

- 小学校における学習指導要領の全面実施が平成32年度に行われることを踏まえ、所要の制度改正を行い、教職員の指導体制の充実を図る。

【平成28年度以降に所要の法令改正を実施】

② 専門性に基づくチーム体制の構築

- 教員が、多様な専門性や経験を持った人材と協力して子供に指導できるようにするとともに、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の職務等を省令上明確化し、配置を充実する。

【平成28年度を目途に学校教育法施行規則を改正】

- 部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員（仮称）を省令上明確化し、配置を充実する。

【平成28年度を目途に学校教育法施行規則を改正】

- 医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に対応するため、看護師や特別支援教育支援員の配置を充実する。

【平成28年度より順次実施】

③ 学校のマネジメント機能の強化

- 校長のリーダーシップを支える組織体制を強化するため、優れた人材が確保されるよう管理職の処遇の改善や、副校長の配置や教頭の複数配置を実施するほか、「主幹教諭」の配置を充実する。

【平成28年度より順次実施】

- 学校の事務体制を強化するため、事務職員の職務内容を見直し、法律上明確化するとともに配置を充実する。

【平成28年度を目途に学校教育法の改正案を提出】

【平成31年度を目途に省内タスクフォースにおける検討を踏まえた所要の法令改正を実施】

- 学校の事務体制を強化するとともに校務改善を図るため、学校事務の共同実施を行うための組織を法律上明確化する。

【平成28年度を目途に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案を提出】

- 学校における教育活動を充実するため、小規模市町村における指導主事の配置を促進するほか、学校が保護者や地域からの要望等に的確に対応できるよう、弁護士等の専門家が教職員を支援する仕組みの構築を促進する。

【平成28年度より順次実施】

(3) 教員制度の養成・採用・研修の一体改革

各学校の教育環境に即して充実した教育活動ができるよう、「社会に開かれた教育課程」の視点に立って改訂の検討が行われている次期学習指導要領を着実に実施する環境の整備を行うとともに、大量退職・大量採用を背景とした若手教員への知識・技能の伝承の停滞を克服するため、養成・採用・研修の一体改革を進める。

① 教員養成改革

- 大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるよう、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を統合（科目の大きくくり化）する。

【平成28年中を目途に教育職員免許法の改正案を提出】

- 教員の養成を通じた全国的な水準の確保のため、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を作成する。

【平成28年より検討に着手】

- 教職課程の学生が学校現場を体験する機会を充実するため、学校インターンシップを導入する。

【平成28年中を目途に教育職員免許法施行規則を改正】

- 教職課程を置く大学において、全学的に教職課程を統括する組織の設置や教職課程の評価を推進することにより、教員養成の質の保証・向上を図る。

【平成28年中を目途に教育職員免許法施行規則を改正】

- 採用の際のミスマッチを防止するとともに、新規採用の教員が円滑に教職を開始できるようにするため、モデル事業による「教師塾」方式の普及など、円滑な入職のための取組を推進する。

【平成28年度より順次実施】

- 教職大学院を活用して教員の資質・能力の向上が図れるよう、モデル事業を通じて、履修証明制度の活用等による教職の高度化を促進する。

【平成28年度より順次実施】

② 教員研修改革

- ミドルリーダー不足の解消や免許更新制と十年経験者研修の関係を整理するため、十年経験者研修の実施時期を弾力化し、ミドルリーダーを育成する研修への転換を図る。

【平成28年中を目途に教育公務員特例法の改正案を提出】

- 教員の大量退職に対応した若手教員育成のため、初任者研修の弾力的な運用を可能とする初任者研修の運用方針の見直しなどにより、初任者に限らず、2年目、3年目など経験年数の浅い教員に対する研修（初期研修）への転換を図るとともに、モデル事業を通じたメンター方式の導入の促進などにより、若手教員の研修体制を充実する。

【平成28年中を目途に運用方針の見直しを実施】

③ キャリアシステムの構築

- 教員の育成、資質・能力の向上を保証するシステムの構築のため、文部科学大臣が教員育成指標の整備のための大綱的指針を提示し、各地域における教員育成指標や教員研修計画の全国的な整備を図るとともに、教育委員会と大学等が相互に議論、調整し、教員の養成等が実効あるものとするための制度として「教員育成協議会」を創設する。

【平成28年中を目途に教育公務員特例法の改正案を提出】

- 研修ネットワークの構築や、養成・採用・研修を通じた教員の資質・能力の向上に関する調査・分析・研究開発を行う全国的な拠点の整備を行うため、独立行政法人教員研修センターの機能強化を図る。

【平成28年中を目途に独立行政法人教員研修センター法の改正案を提出】

2-2 次世代の地域創生

(1) 地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革

地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等（多様な専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）が参画し、地域全体で学び合い未来を担う子供たちの成長を支え合う地域をつくる活動（地域学校協働活動）を全国的に推進し、高齢者、若者等も社会的に包摂され、活躍できる場をつくとともに、安心して子育てできる環境を整備することにより、次世代の地域創生の基盤をつくる。

① 地域学校協働活動の推進

- 教育委員会において地域学校協働活動を推進するための体制を整備することや、地域学校協働活動を推進するための人材（統括コーディネーター）の役割等について、法律上明確化する。

【平成28年度を目途に社会教育法の改正案を提出】

- 従来の学校支援助地域本部や放課後子供教室等を基盤に、全小中学校区をカバーする形で、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指し、地域学校協働活動を推進するための新たな体制として、「地域学校協働本部」が整備されるよう教育委員会を支援する。

【平成28年度より順次実施】

- 郷土学習、体験活動、地域行事、学びによるまちづくり等の活動に幅広い地域住民等が参画するとともに、こうした活動が学校や社会教育施設など地域の多様な場で行われるよう、地域学校協働活動の推進を支援する。

【平成28年度より順次実施】

- 放課後子供教室や家庭教育支援等の活動の充実による子育て環境の整備を支援する。

【平成28年度より順次実施】

- 先進事例の収集・発信を行うとともに、全国フォーラム等の開催を通じて地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの全国的な推進の機運を醸成する。

【平成28年度より順次実施】

- 各自治体において地域学校協働活動が円滑に実施できるよう、地域学校協働活動の実施に関するガイドライン（参考手引き）を策定する。

【平成28年度中を目途にガイドラインを策定】

- 社会教育に中核的な役割を果たす社会教育主事が、地域学校協働活動の推進など重要な社会教育の課題に対応した資質・能力を身に付けるられるよう、社会教育主事講習の科目の見直しを行う。

【平成28年中を目途に社会教育主事講習等規程を改正】

- 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールを一体的・効果的に推進するため、文部科学省内に、事務体制として「学校地域連携・協働推進プロジェクトチーム」を設置する。

【平成28年より実施】

(2) 地域が学校のパートナーとなるための改革

地域学校協働本部と学校との連絡調整を担当する人材の配置促進や、地域学校協働活動を推進するための学校開放の促進等を通じて、地域が学校のパートナーとして子供の教育に関わる体制を整備することにより、教員が子供と向き合う時間を確保できるようにするとともに、次代の郷土をつくる人材の育成や持続可能な地域の創生を実現する。

① 地域コーディネーターの配置促進等

- 地域学校協働本部における学校との連絡調整を担う「地域コーディネーター」や、地域コーディネーター間の連絡調整、地域学校協働活動の推進等を担う「統括コーディネーター」の配置を支援する。

【平成28年度より順次実施】

- 学校において地域との連携・協働の推進の中核を担う教職員（「地域連携担当教職員（仮称）」）を法令上明確化する。＜再掲＞

【平成28年度を目途に学校教育法施行規則を改正し、順次支援】

② 学校施設の有効利用、管理の工夫による地域への学校開放の促進

- 幅広い地域住民等の参画により学校を核としたまちづくりを推進するため、学校施設の有効利用、管理の工夫による地域への学校開放を促進する。

【平成28年度中を目途に、地域学校協働活動の実施に係るガイドライン等により推進】

(3) 地域と連携・協働する教員の養成・研修等

教員が地域との連携・協働を円滑に行う上で必要となる資質・能力を育成するための養成・研修を行うとともに、地域住民等と児童生徒等が共に地域の課題に向き合い、課題解決に向けて協働する活動を推進することにより、地域を担う人材を育成する。

① 地域と連携・協働する教員の養成・研修の充実

- 教員養成課程や現職教員研修の充実等を通じて、教員が地域との連携・協働を円滑に行う上で必要となる資質や能力を育成する。〈再掲〉

【教職課程の科目の内容の見直し(平成28年中を目途)等を通じて推進】

- 教員を目指す学生のインターンシップ（p 5 参照）において、放課後子供教室、土曜学習等への参加を促進する。

【教育職員免許法施行規則改正(平成28年中を目途)を踏まえ、通知等により促進】

② 地域課題解決型学習の推進

- 地域課題を解決するアクティブ・ラーニングの視点に立った学習や、多様な経験や技術を持つ地域の人材・企業等の協力による地域学習等の教育活動を推進することにより、地域を担う人材を育成するとともに、学校と地域の連携・協働に関する教員等と地域住民等の相互理解を促進する。

【平成28年度より順次実施】

3. 一体改革工程表

上記の改革についての工程表は次ページのとおり。

「次世代の学校・地域」創生プラン一体改革工程表

